

令和 2 年度

業 務 名 : 令和 2 年度那覇港港湾整備に係る環境調査業務委託

業務地名 : 那覇港新港ふ頭地区

工 期 : 契約日の翌日から令和 3 年 2 月 26 日まで

特 記 仕 様 書

第 1 条 (本業務の目的)

本業務は、那覇港港湾計画の一部変更に際し、変更予定の港湾計画の実施が環境に及ぼす影響を把握するため、環境現況調査を実施するものである。

第 2 条 (共通仕様書の適用)

本業務に当たっては、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び「沖縄県環境影響評価技術指針」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

(以下、共通仕様という。)

第 3 条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特記仕様書 (甲)

[那覇港管理組合]

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|---|-------------------|---|---|
| | | 4 | 一般事項 | 1 | 本業務は、本特記仕様書に基づくものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書及びその他の参考図書に準じて行わなければならない。 本業務は、本特記仕様書を優先し、共通仕様書、その他の参考図書の順とする。 |
| | | | | 2 | 受託者は、本特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義等が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。 |
| | | 5 | 瑕疵について | | 業務中及び業務完了後において受託者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、業務修正及びそれに伴う費用を負担しなければならない。 また、成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに公表、貸与、使用をしてはならない。 |
| | | 6 | 管理技術者の資格要件について | | 管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士については下記も満たす者とする。 |
| | | | | 1 | 技術士（建設部門又は環境部門）資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 |
| | | 7 | 管理技術者の直接的雇用関係について | 1 | 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。 |

| 章 | 節 | 条 | 見出し | 項 | 特記及び追加仕様事項 |
|---|---|----|--------------|---|---|
| | | 8 | 成果物の提出について | 2 | <p>「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。</p> <p>本業務における成果物は、「電子媒体（CD-R）」と「紙」によるものとする。</p> <p>電子媒体（CD-R）には、報告書、図面、写真、測定データ等全ての最終成果（以下「成果品」という。）を、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データを保存する。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。</p> <p>①業務報告書（A4版） 3部 ②電子成果品 1部 ③その他、発注者が必要とするもの</p> |
| | | 9 | 配置技術者の確認について | 1 | <p>受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> |
| | | | | 2 | <p>業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者であること。 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者。</p> |
| | | | | 3 | <p>業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p> |
| | | | | 4 | <p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。</p> |
| | | 10 | その他 | | <p>本業務を遂行することにより知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。</p> |